

# 子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業 Q&A 集

## ●目次●

1. 子育てし大県“さが”「すまい・る」支援事業 Q&A 集 ⇒ p.1

### <支援事業の申請窓口・お問合せ先>

佐賀県 県土整備部 建築住宅課 住宅計画担当

TEL : 0952 - 25 - 7165 FAX : 0952 - 25 - 7316

Email : [kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp](mailto:kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp)

## ◆ Q&A 項目一覧

### 1. 全般に関すること

- Q1-1 本事業の実施期間はいつまでですか？
- Q1-2 事業の概要をおしえてください。
- Q1-3 「三世代同居」・「近居」とはどのような意味ですか？
- Q1-4 「近居」の定義に「概ね2キロメートル以内」とあるが、その範囲はどれくらいですか？

### 2. 補助対象者に関すること

- Q2-1 補助金の申請が可能な対象者は、どういう人ですか？
- Q2-2 現在、分譲マンションに住んでおり、近居しています。新たに住宅を購入するか、中古住宅を購入しリフォームして近居しますが、補助の対象となりますか？
- Q2-3 現在、夫の親と同居していますが、これから妻の親と近居する場合、補助の対象となりますか？
- Q2-4 現在、親世帯が賃貸住宅に住んでいます。その近くに新たに近居のために住宅を取得する場合、補助の対象となりますか？
- Q2-5 将来、三世代同居を考えていますが、その場合も補助の対象となりますか？

### 3. 補助対象住宅に関すること

- Q3-1 どんな住宅が対象になりますか？
- Q3-2 建築基準法その他関係法令に適合した住宅の中で、「昭和56年以前の旧耐震基準で建築された・・・」とありますが、具体的に教えてください。
- Q3-3 旧耐震基準の住宅であるが、既に耐震改修工事を行っている場合、どうしたらよいですか？
- Q3-4 賃貸住宅は対象になりますか？
- Q3-5 分譲マンションは対象になりますか？
- Q3-6 住宅（母屋）とは別棟の車庫や物置などの2階部分を利用して子供部屋などに改修する工事は対象になりますか？
- Q3-7 併用住宅における居住の用に供する部分以外の部分（倉庫、店舗、作業場等）のリフォームは補助の対象となりますか？
- Q3-8 住宅を既に取得しており、リフォームを行う場合は補助の対象になりますか？
- Q3-9 両親が住んでいる住宅（母屋）の離れをリフォームして三世代同居をする場合、補助の対象となりますか？
- Q3-10 中古住宅付の土地を購入し、中古住宅を解体してその跡地に三世代同居のための住宅を新築する場合、中古住宅の購入費用も補助の対象となりますか？
- Q3-11 「中古住宅」の定義に「建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅」とありますが、1年を経過しない住宅の購入は住宅の取得に該当しますか？
- Q3-12 補助の要件となっている中古住宅又は空き家の「現況調査」についておしえてください。
- Q3-13 県は、募集にあたって中古住宅や空き家情報を提供してくれますか？

### 4. 補助対象工事等に関すること

- Q4-1 どんな事業、工事が対象になりますか？
- Q4-2 「リフォーム工事等」とはなんですか？

- Q4-3 設備工事と増築工事を別々に契約した場合、両方とも補助対象になりますか？
- Q4-4 エアコンを設置した場合、エアコン代も補助対象になりますか。その他の家電の購入・設置も対象になりますか？
- Q4-5 自分で材料を買ってきて工事をした場合は対象になりますか？  
また、大工さん本人が自宅をリフォームする場合は、補助対象になりますか？
- Q4-6 祖父母世帯と親子世帯が現在どちらも県外にあり、県内で住宅を新築して同居する場合、どちらの世帯も県外移住加算を受けられますか？
- Q4-7 県外から県内への移住に要する費用について、移住する世帯の要件はありますか？

## 5 . 加算補助対象工事について

- Q5-1 高効率給湯器はどのような製品がありますか？
- Q5-2 太陽熱を利用した機器とはどのような製品がありますか？
- Q5-3 手摺を6箇所設置する場合、加算補助は2万円になりますか？
- Q5-4 耐震診断を受けない補強工事は対象となりますか？
- Q5-5 古くなった高効率給湯器を新しいものに更新する場合も加算の対象になりますか？

## 6 . 申請手続きについて

- Q6-1 リフォーム対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
- Q6-2 申請書類の一部を書き間違えました。書き直しですか？
- Q6-3 申請窓口はどこですか？
- Q6-4 郵送でも申請できますか？
- Q6-5 申請書はどこに行けばもらえますか？
- Q6-6 リフォーム工事の時期は未定ですが、とりあえず補助金の申請だけを行うことは可能ですか？
- Q6-7 同じバリアフリー工事で介護保険の給付と、このリフォーム補助制度の両方に申請してよいですか？
- Q6-8 工事着手後に工事の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか？

## 7 . その他

- Q7-1 リフォーム工事に取り掛からなければ、申請の前に契約してもよいですか？  
既に契約している場合は対象にならないのですか？
- Q7-2 三世同居又は近居を行うための住宅の新築（購入を含む。）の場合、契約前に補助金の交付決定を受けておく必要がありますか？
- Q7-3 工事を行なう業者は、建設業の登録や、何か資格を持っていないといけないのですか？
- Q7-4 県内業者とはどのような業者ですか？
- Q7-5 補助金は上限額以内であれば何回でも受けられますか？
- Q7-6 この補助金は、住宅ローンによる利子補給など、間接的な経費に係る補助金ですか？
- Q7-7 実績報告の際に領収書が必要とのことですが、クレジット払いの場合はどうしたらよいですか？

Q7-8 クレジットによる支払の手続きが、工事完了後30日以内又は当該補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日（報告期限）までに間に合わない場合はどうしたらよいですか？

Q7-9 すまい給付金との併用は可能ですか？

## 1. 全般に関すること

### Q1-1 本事業の実施期間はいつまでですか？

A. 今年度の1回目の募集期間は、平成30年5月28日から平成30年6月8日です。  
2回目の募集は、平成30年8月23日から平成30年9月3日です。  
今年度、本事業の補助対象となった方は、募集時期に関わらず、平成31年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。

### Q1-2 事業の概要をおしえてください。

A. 事業は、大きく「2種類」に分類されます。  
1つ目は「三世代同居・近居のための住宅への支援」  
2つ目は「空き家を活用した子育て世帯向け住宅への支援」です。  
1つ目の「三世代同居・近居のための住宅への支援」では、「3種類」の補助メニューがあります。  
(1)三世代同居又は近居を行うための住宅の新築（購入を含む。）への支援  
(2)三世代同居又は近居を行うための中古住宅の購入及び当該住宅のリフォームへの支援  
(3)既存住宅において三世代同居を行うための当該住宅のリフォームへの支援  
です。  
2つ目の「空き家を活用した子育て世帯向け住宅への支援」では、「2種類」の補助メニューがあります。  
(1)子育て世帯が自ら居住するための空き家の購入及び当該空き家のリフォームへの支援  
(2)空き家の所有者が、当該空き家を生子育て世帯向けの賃貸住宅にするためのリフォームへの支援  
です。  
それぞれに、要件等がありますので、補助金交付要綱、申請の手引き及び本Q&A等を確認してください。

### Q1-3 「三世代同居」・「近居」とはどのような意味ですか？

A. 「三世代同居」とは、親子（子のうちひとり、この補助金の交付を受けようとする年度の初日において満18歳未満の者とし、子を妊娠中の場合も含みます。）及び子の祖父母（祖父又は祖母どちらか一方の場合も含みます。）が同一の住宅に居住することで

す。

「近居」とは、親子と子の祖父母が、同一の小学校区内又は最短直線距離で概ね2キロメートル以内の範囲内に居住することです。

どちらも、住民票等を提出いただき、三世代同居や近居の状況を確認します。

また、近居については、補助金交付申請書の添付図書として、子世帯と親世帯の居住地の距離を明示した付近見取図をご提出いただきます。（居住地間の直線も明示してください。）

（ただし、三世代同居や近居の実態がなく、補助金申請目的で故意に住所変更等を行った場合は補助の対象とせず、手続き終了後も補助金の返還を求める場合があります。）

Q1-4 「近居」の定義に「概ね2キロメートル以内」とあるが、その範囲はどれくらいですか？

A. 「1割」といたします。

## 2. 補助対象者に関すること

Q2-1 補助金の申請が可能な対象者は、どういう人ですか？

A. 補助金の交付対象事業の区分に応じて、それぞれ以下の表のとおりです。

（詳細は、補助金交付要綱第3条 参照）

なお、補助金交付要綱第4条第1項（1）～（3）及び（5）の事業については、申請者である世帯主（申請者）の前年の合計所得金額（税控除後の手取り額）が500万円未満であることが要件となっていますので、ご注意ください。また、申請者である世帯主が、住宅の取得、リフォーム工事等に係る契約の契約者でもある必要がありますので、ご注意ください。

区 分	対象者（申請者）
<b>● 三世代同居・近居のための住宅への支援</b>	
（1）「三世代同居」又は「近居」を行うための住宅の新築（購入を含む）	➤ <b>子育て世帯</b> （同居者に、この補助金の交付を受けようとする年度の初日において満18歳未満の者又は子を妊娠中の者がいる世帯をいう。以下同じ）又は <b>親世帯</b> （子育て世帯の子の祖父母（祖父又は祖母のどちらか一方の場合も含む。以下同じ。））の <b>世帯主（申請者）</b> （前年の合計所得金額（税控除後の手取り額）が500万円未満である

		こと)
	(2) 「三世代同居」又は「近居」を行うための中古住宅の購入及びリフォーム工事	➤子育て世帯又は親世帯の <u>世帯主(申請者)</u> (前年の合計所得金額(税控除後の手取り額)が500万円未満であること)
	(3) 既存住宅において「三世代同居」を行うためのリフォーム工事	➤子育て世帯又は親世帯の <u>世帯主(申請者)</u> (前年の合計所得金額(税控除後の手取り額)が500万円未満であること)
<b>● 空き家を活用した子育て世帯向け住宅への支援</b>		
	(4) 子育て世帯が自ら居住するための空き家の購入及びリフォーム工事	➤子育て世帯の <u>世帯主(申請者)</u> (前年の合計所得金額(税控除後の手取り額)が500万円未満であること)
	(5) 子育て世帯向けの賃貸住宅にするためのリフォーム工事	➤子育て世帯に空き家を賃貸する当該 <u>空き家の所有者</u>
<b>Q2-2 現在、分譲マンションに住んでおり、近居しています。新たに住宅を購入するか、中古住宅を購入しリフォームして近居しますが、補助の対象となりますか？</b>		
A. 既に近居をしている方も、補助金交付要綱第4条第1項(1)及び(2)の事業について、補助の対象となります。		
<b>Q2-3 現在、夫の親と同居していますが、これから妻の親と近居する場合、補助の対象となりますか？</b>		
A. 近居のための住宅取得等に該当しますので、補助金交付要綱第4条第1項(1)及び(2)の事業について、補助の対象となります。		
<b>Q2-4 現在、親世帯が賃貸住宅に住んでいます。その近くに新たに近居のために住宅を取得する場合、補助の対象となりますか？</b>		
A. 親世帯、子育て世帯のどちらか一方が賃貸住宅であっても、近居のための住宅取得等に該当しますので、補助金交付要綱第4条第1項(1)及び(2)の事業について、補助の対象となります。		
<b>Q2-5 将来、三世代同居を考えていますが、その場合も補助の対象となりますか？</b>		
A. 原則、補助金の実績報告書提出期限である平成31年2月28日までに、三世代同居していただき、同居が確認できる書類(住民票等)の提出が必要です。		

### 3. 補助対象住宅に関すること

<b>Q3-1 どんな住宅が対象になりますか？</b>
<p>A. 佐賀県内に存する専用住宅及び併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上のものに限る）が補助の対象となります。</p> <p>また、居住の用に供する部分の床面積が</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●戸建て住宅で三世代同居を行う場合は100㎡（近居の場合は75㎡）</li><li>●共同住宅（長屋を含む）で三世代同居を行う場合は75㎡（近居の場合は55㎡）</li></ul> <p>以上であることが必要です。</p> <p>さらに、子育て世帯向けの空き家（戸建てに限る）の場合、居住の用に供する部分の床面積が75㎡以上であることが必要です。</p> <p>空き家を活用した子育て世帯向けの住宅（補助金交付要綱第4条第1項（4）及び（5）の事業）については、集合住宅や長屋は補助の対象となりません。</p>
<b>Q3-2 建築基準法その他関係法令に適合した住宅の中で、「昭和56年以前の旧耐震基準で建築された・・・」とありますが、具体的に教えてください。</b>
<p>A. 昭和56年5月31日以前に工事着工した住宅は、建築基準法改正前の旧基準により建設されているため、耐震性能が低い可能性があります。</p> <p>このため、補助金交付要綱に定める耐震診断を行い、耐震性能が基準に満たない場合は、耐震改修工事を行っていただくことが補助の要件となっています。</p> <p>昭和56年5月31日以前に工事着工したかどうかは、建設当時の建築確認申請の関係書類、建物登記簿等を元に、着工の時期を確認してください。</p> <p>なお、建設当時に建築確認申請書が提出された住宅については、建築物が存する所管行政庁（佐賀市内の場合、佐賀市建築指導課、その他については、各地区の土木事務所）にお問い合わせいただくと、建築の着工時期が分かる場合もあります。</p> <p>また、対象となる住宅が十分な耐震性能を有する場合は補助金交付申請時点で、本補助事業によって耐震改修工事を行う場合は工事完了後、実績報告書の提出時に確認を行います。</p>
<b>Q3-3 旧耐震基準の住宅であるが、既に耐震改修工事を行っている場合、どうしたらよいですか？</b>
<p>A. 規定の耐震診断基準により耐震診断が行われ、その結果に基づいて、耐震改修工事を実施していることがわかる書類の写しを添付してください。</p> <p>（例：設計・工事監理等を行った建築士が作成した耐震性能証明書等）</p>
<b>Q3-4 賃貸住宅は対象になりますか？</b>
<p>A. 空き家の所有者が、当該空き家を生子育て世帯向けの賃貸住宅にする場合のリフォーム工事費（補助金交付要綱第4条第1項（4））については、補助の対象となります。</p>
<b>Q3-5 分譲マンションは対象になりますか？</b>

<p><b>A.</b> 三世代同居・近居のための住宅への支援（補助金交付要綱第4条第1項（1）～（3）の事業）については、分譲マンションや長屋の「専有部分」は補助の対象になります。ただし、バルコニーや外壁、窓、構造躯体等の「共用部分」は補助の対象になりません。</p> <p>また、「共用部分」は、居住者が勝手に工事することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>なお、空き家を活用した子育て世帯向け住宅への支援（補助金交付要綱第4条第1項（4）（5）の事業）については、分譲マンションや長屋は補助の対象となりません。</p>
<p><b>Q3-6 住宅（母屋）とは別棟の車庫や物置などの2階部分を利用して子供部屋などに改修する工事は対象になりますか？</b></p>
<p><b>A.</b> 別棟の車庫や物置の工事は補助の対象外です。</p>
<p><b>Q3-7 併用住宅における居住の用に供する部分以外の部分（倉庫、店舗、作業場等）のリフォームは補助の対象となりますか？</b></p>
<p><b>A.</b> 居住の用に供する部分以外の部分におけるリフォームは補助の対象外です。</p>
<p><b>Q3-8 住宅を既に取得しており、リフォームを行う場合は補助の対象になりますか？</b></p>
<p><b>A.</b> 既に住宅を取得している場合は、三世代同居を行うためのリフォーム工事（補助金交付要綱第4条第1項（3））が補助の対象となります。</p> <p>補助金の交付決定前の新築住宅の購入、中古住宅の購入にかかった費用は補助の対象外です。</p> <p>また、空き家を活用した子育て世帯向けの住宅（補助金交付要綱第4条第1項（5））についても、補助金の交付決定前に空き家の購入に係る売買契約をされていた場合は、補助の対象外となります。</p>
<p><b>Q3-9 両親が住んでいる住宅（母屋）の離れをリフォームして三世代同居をする場合、補助の対象となりますか？</b></p>
<p><b>A.</b> 三世代同居を行うためのリフォーム工事（補助金交付要綱第4条第1項（3））は、一つの住宅に三世代が同居することが補助の要件となります。</p> <p>母屋と離れが別棟（物理的に離れている）で、それぞれキッチン、浴室、トイレがある場合は、別の住宅とみなしますので、補助の対象となりません。</p>
<p><b>Q3-10 中古住宅付の土地を購入し、中古住宅を解体してその跡地に三世代同居のための住宅を新築する場合、中古住宅の購入費用も補助の対象となりますか？</b></p>
<p><b>A.</b> 三世代同居のための住宅の新築にかかる費用（補助金交付要綱第4条第1項（1））が補助の対象となります。</p> <p>中古住宅の購入費用（補助金交付要綱第4条第1項（2））については、補助の対象外となります。</p>
<p><b>Q3-11 「中古住宅」の定義に「建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅」とありますが、1年を経過しない住宅の購入は住宅の取得に該当します</b></p>

か？

A. 建設工事完了後、これまで居住された実態がなく、かつ1年を経過しない住宅は「新築の住宅」となります。

三世同居又は近居を行うための住宅の新築（購入を含む。）にかかる費用（補助金交付要綱第4条第1項（1））の申請が可能です。

**Q3-12 補助の要件となっている中古住宅又は空き家の「現況調査」についておしえてください。**

A. 国土交通省が定める「既存住宅のインスペクション・ガイドライン」に沿って、一定の講習を受け、修了審査に合格した建築士又は建築施工管理技士（「**既存住宅現況検査技術者**」という。以下同じ。）又は国が登録する講習機関が実施する講習を修了した建築士（「**既存住宅現況調査技術者**」という。以下同じ。）が行う既存住宅の現況調査（インスペクション）のことを言います。

既に現況調査が行われている場合は、補助金の交付申請日を基準として、1年以内に現況調査が行われているものを有効な現況調査とみなしますので、補助金の交付申請時に、調査実施日がわかる調査結果報告書の写し等を添付してください。（検査等技術者に係る合格証又は講習修了証の写しも併せて添付してください。）

（例：交付申請日が平成30年6月15日である場合、現況調査日が平成29年6月15日までであれば有効な現況調査とみなします。）

1年以上前に現況調査が行われているものは、有効な現況調査とみなしませんので、改めて、現況調査を実施していただきます。

交付申請後に現況調査を行う場合は、実績報告書に現況調査報告書の写し等を添付してください。（交付申請時と同様に、査等技術者に係る合格証又は講習修了証の写しも併せて添付してください。）

『「**三世同居**」又は「**近居**」を行うための中古住宅の購入及びリフォーム工事（補助金交付要綱第4条第1項（2））』及び『**子育て世帯が自ら居住するための空き家の購入及びリフォーム工事**（補助金交付要綱第4条第1項（5））』については、**現況調査が必須**ですので、注意してください。

※「**既存住宅現況検査技術者**」の詳細については、「一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会」のホームページ内 <http://www.kashihoken.or.jp/inspection/search.php> をご参照ください。こちらから、技術者を検索することが可能です。

※「**既存住宅現況調査技術者**」については、平成29年度より順次講習会が開催され、今後、調査技術者として登録される予定ですので、同様に上記協会のホームページで随時ご確認ください。

**Q3-13 県は、募集にあたって中古住宅や空き家情報を提供してくれますか？**

A. 県から中古住宅や空き家情報提供は行いませんので、ご自身で探していただき、所有者

と合意の上、申請していただくことになります。

#### 4. 補助対象工事等に関すること

##### Q4-1 どんな事業、工事が対象になりますか？

###### A. 三世帯同居・近居のための住宅への支援として、

(1)三世帯同居・近居を行うための住宅の新築工事（購入を含む。）

(2)中古住宅の購入及びリフォーム工事等

(3)三世帯同居を行うための既存住宅のリフォーム工事等

が対象です。

また、空き家を活用した子育て世帯向け住宅への支援として、

(4)子育て世帯が自ら居住するための空き家の購入及びリフォーム工事等

(5)空き家所有者が子育て世帯向けの賃貸住宅にするためのリフォーム工事等

が対象となります。

なお、リフォーム工事等（補助金交付要綱第4条第1項（2）～（5））を行う場合は、業者と請負契約を締結し、かつリフォーム工事に要する費用が50万円以上である必要があります。

対象となるリフォーム工事等の種類等については、補助金交付要綱別表1、別表2を参照して下さい。

##### Q4-2 「リフォーム工事等」とはなんですか？

A. 本事業での「リフォーム工事等」とは、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等の工事、住宅等の増築工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを除く。）及び住宅等の一部の改築工事のことです。（増築、改築部分の床面積が増築、改築後の既存分の床面積を超える工事を除く。）

また、機能や性能を維持するものを「リフォーム工事」、向上させるためのものを「性能向上等工事」と呼んでいます。

なお、リフォーム工事等（補助金交付要綱第4条第1項（2）～（5））を行う場合は、業者と請負契約を締結し、かつリフォーム工事に要する費用が50万円以上である必要があります。

対象となるリフォーム工事等の種類等については、補助金交付要綱別表1、別表2を参照して下さい。（対象外のリフォーム工事等もありますので、同様に参照して下さい。）

##### Q4-3 設備工事と増築工事を別々に契約した場合、両方とも補助対象になりますか？

A. 同時期に実施する工事の場合、工事費の合計額を補助対象とすることができます。各見積書の写しを添付してください。

※ 合計額が50万円以上であり、まとめて1回で申請することが必要です。

<b>Q4-4 エアコンを設置した場合、エアコン代も補助対象になりますか。その他の家電の購入・設置も対象になりますか？</b>
A. 家電製品の購入・設置は対象になりません。ただし、施工が伴う天井埋め込み型の設備等で、請負契約を伴うものは対象とすることができます。
<b>Q4-5 自分で材料を買ってきて工事をした場合は対象になりますか？ また、大工さん本人が自宅をリフォームする場合は、補助対象になりますか？</b>
A. 対象になりません。業者と請負契約を締結する工事が対象です。 なお、申請者の経営する会社（個人・法人）が自ら住宅のリフォーム工事を行う場合については、個別に県にご相談ください。
<b>Q4-6 祖父母世帯と親子世帯が現在どちらも県外にあり、県内で住宅を新築して同居する場合、どちらの世帯も県外移住加算を受けられますか？</b>
A. 祖父母世帯と親子世帯のどちらか一方の世帯主が申請者となりますので、県外移住加算は1申請分のみとなります。
<b>Q4-7 県外から県内への移住に要する費用について、移住する世帯の要件はありますか？</b>
A. 移住に要する費用の補助（補助金交付要綱第4条第1項（6））については、県外から県内に世帯単位で移住することを想定していますが、様々なケースが想定されますので、その際は個別にご相談ください。

## 5. 加算補助対象工事について

<b>Q5-1 高効率給湯器はどういう製品がありますか？</b>
A. 高効率給湯器等には次のようなものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコキュート（自然冷媒ヒートポンプ給湯器）</li> <li>・エコジョーズ（潜熱回収型ガス給湯器）</li> <li>・エコフィール（潜熱回収型石油給湯器）</li> <li>・エコウィル（ガスエンジンコージェネレーションシステム）</li> <li>・エネファーム（燃料電池コージェネレーションシステム）</li> <li>・エコワン（ハイブリット給湯器）</li> </ul>
<b>Q5-2 太陽熱を利用した機器とはどういう製品がありますか？</b>
A. 住宅の屋根等に集熱器を設置するもので、貯湯タンクと一体となった自然循環式のもの（太陽熱温水器）や、貯湯タンクを分離した強制循環式のもの（ソーラーシステム）があります。 ※ 太陽光発電設備については、補助（基本補助・加算補助とも）の対象になりません

**Q5-3 手摺を6箇所設置する場合、加算補助は2万円になりますか？**

A. 3箇所以上設置する場合は箇所数に関わらずに、1万円が加算されます。2箇所以下の場合、加算の対象になりません。

※その他の項目についても、1回の申請で、1項目ごとに定額の加算になります。

例1) 高効率給湯器を2基設置する場合 ⇒ ○ 3万円の加算  
× 6万円 (3万円×2) の加算

例2) 出入口の拡張を3箇所する場合 ⇒ ○ 3万円の加算  
× 9万円 (3万円×3) の加算

**Q5-4 耐震診断を受けない補強工事は対象となりますか？**

A. 一般的なりフォーム工事として基本補助の対象にすることはできますが、住宅性能向上等工事加算の対象にはなりません。

耐震補強は確実にその効果を発揮することが出来るよう、専門家による耐震診断、耐震補強計画が必要になりますので、耐震性能に不安がある場合は、ぜひ専門家にご相談ください。

耐震性能に関するご相談は、『[佐賀県安全住まいづくりサポートセンター](#)』へ

お問合せ先：事務局（一般社団法人佐賀県建築士事務所協会） TEL：0952-22-3541

※本補助事業により、耐震補強工事に係る加算補助を受けるためには、「[佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士](#)」によって耐震診断を行った上で、補助金交付要綱別表2に定める方法により工事を行うことが必要です。詳しくは、窓口（佐賀県 県土整備部 建築住宅課 住宅計画担当 TEL：0952-25-7165）までお問い合わせください。

※耐震診断に係る費用や設計、監理に係る費用はこの補助事業の対象になりません。

（ただし、一部の市町では耐震診断の補助を行っています）

**Q5-5 古くなった高効率給湯器を新しいものに更新する場合も加算の対象になりますか？**

A. 工事を伴う給湯機器の更新であって、新たに設置する機器が「高効率給湯器等」（Q5-1参照）に該当する場合は、加算の対象になります。

※住宅部分の工事を伴わない給湯機器の修理や部品交換は補助の対象外です。

**6. 申請手続きについて**

**Q6-1 リフォーム対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？**

A. 契約書等を二つに分ける必要はありませんが、補助の対象工事部分と対象外部分がわかる内訳明細書を添付してください。

<p>※なお、補助対象となるリフォーム工事部分の工事費が50万円以上であることが必要です。</p>
<p><b>Q6-2 申請書類の一部を書き間違えました。書き直しですか？</b></p>
<p>A. 間違えた部分を訂正し、申請者の訂正印を押してください。</p>
<p><b>Q6-3 申請窓口はどこですか？</b></p>
<p>A. 佐賀県庁 新館7階 建築住宅課内 住宅計画担当 となります。</p>
<p><b>Q6-4 郵送でも申請できますか？</b></p>
<p>A. 郵送での受付が可能です。（<b>郵送の場合は締切当日（9月3日）必着</b>とします。） ただし、書類に不備等がある場合は、場合によっては再提出等となることも考えられますので、申請窓口までお越しいただくことをお勧めします。</p>
<p><b>Q6-5 申請書はどこに行けばもらえますか？</b></p>
<p>A. 上記Q6-3の窓口、県内各地の土木事務所（建築課若しくは管理課）で配布しているほか、ホームページからもダウンロードできます。</p>
<p><b>Q6-6 リフォーム工事の時期は未定ですが、とりあえず補助金の申請だけを行うことは可能ですか？</b></p>
<p>A. 補助金の申請時に、リフォーム工事の見積書等の写しの提出が必要ですので、工事内容が具体的になっていない段階での申請はできません。</p>
<p><b>Q6-7 同じバリアフリー工事で介護保険の給付と、このリフォーム補助制度の両方に申請してよいですか？</b></p>
<p>A. 介護保険事業を行っている市町によって、併用可能な場合と、併用できない場合がありますので、各市町に申請前に確認してください。</p>
<p><b>Q6-8 工事着手後に工事の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか？</b></p>
<p>A. 「変更申請」等の手続きが必要になる場合があります。 工事内容が申請内容から変更になる場合は、事前に必ず申請窓口にご相談ください。</p>

## 7. その他

<p><b>Q7-1 リフォーム工事に取り掛からなければ、申請の前に契約してもよいですか？ 既に契約している場合は対象にならないのですか？</b></p>
<p>A. 「既存住宅において、三世帯同居を行うための当該住宅のリフォーム」、「空き家の所有者が、当該空き家を子育て世帯向けの賃貸住宅にするためのリフォーム」については、補助金の交付決定の通知日以降にリフォーム工事に着手すればよく、それ以前の契約は問題ありません。  しかし、「三世帯同居又は近居を行うための中古住宅の購入及び当該住宅のリフォーム」、「子育て世帯が自ら居住するための空き家の購入及び当該空き家のリフォーム」</p>

<p>については、補助金の交付決定の通知日以降に、住宅等の購入に係る契約及びリフォーム工事の着手が必要です。</p>
<p><b>Q7-2 三世帯同居又は近居を行うための住宅の新築（購入を含む。）の場合、契約前に補助金の交付決定を受けておく必要がありますか？</b></p>
<p>A. 「住宅の新築」の場合は、補助金の交付決定の通知日以降に、工事に着手すればよく、それ以前の契約は問題ありません。ただし、「住宅の購入」の場合は、補助金の交付決定の通知日以降に、購入に係る契約を行う必要があります。</p>
<p><b>Q7-3 工事を行う業者は、建設業の登録や、何か資格を持っていないといけないのですか？</b></p>
<p>A. 補助金を受けるにあたって、建設業の登録や何かの資格が必要というわけではありませんが、住宅関連の工事を専門に行っている法人事業者や個人事業者など、信頼のおける業者に依頼されることをお勧めします。</p> <p>また、工事の規模によっては、建設業の許可が必要な場合があります。</p>
<p><b>Q7-4 県内業者とはどのような業者ですか？</b></p>
<p>A. 県内業者とは、佐賀県内に居住する個人事業者又は県内に本店を置く法人事業者のことをいいます。</p> <p>県外に本店を置く場合は、佐賀県内に営業所等を置いている場合であっても対象になりません。</p> <p>なお、今回の補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領のとおり、<u>県内業者と契約するように努めてください。県外業者と契約される場合は、「県外企業と契約する理由書」等の提出をお願いすることになりますので、ご協力下さい。</u></p>
<p><b>Q7-5 補助金は上限額以内であれば何回でも受けられますか？</b></p>
<p>A. 1住宅当たり1回限りです。</p> <p>1回目の申請で上限額に達していない場合でも2回目の申請はできません。</p> <p>また、住宅の新築（購入を含む。）やリフォーム等にかかる補助金などを併用して申請することもできません。</p>
<p><b>Q7-6 この補助金は、住宅ローンによる利子補給など、間接的な経費に係る補助金ですか？</b></p>
<p>A. この補助金は工事費などの直接的な費用に対して補助金を交付するものですので、住宅ローンの借り入れを要件とするものではありません。</p> <p>また、利子補給や、申請書作成等に係る経費は対象となりません。</p>
<p><b>Q7-7 実績報告の際に領収書が必要とのことですが、クレジット払いの場合はどうし</b></p>

<b>たらよいですか？</b>
<p>A. クレジット払いやローンによる支払の場合は、クレジット会社などから請負業者に工事代金が振り込まれたことを示す書類（振込通知書や代金が振り込まれた通帳のコピー等）を添付してください。</p> <p>※ 原則として、請負業者に工事代金全額が支払われなければ、補助金の交付はできません。</p>
<b>Q7-8 クレジットによる支払の手続きが、工事完了後30日以内又は当該補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日（報告期限）までに間に合わない場合はどうしたらよいですか？</b>
<p>A. やむを得ない事情で支払いが報告期限までに間に合わない場合は、間に合わないことが判明した時点ですみやかに申請窓口にご相談ください。</p>
<b>Q7-9 すまい給付金との併用は可能ですか？</b>
<p>A. 可能です。</p>